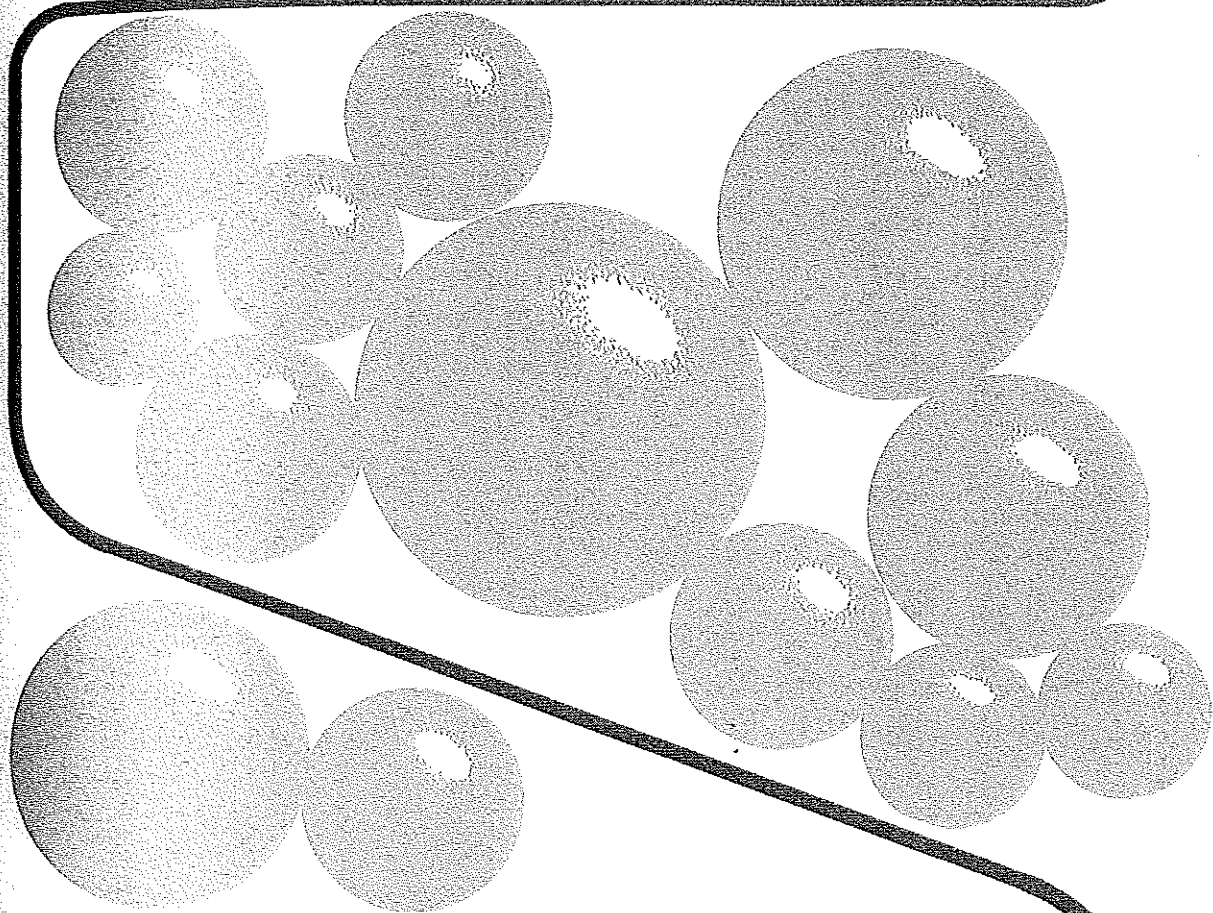


北海道行政書士会報

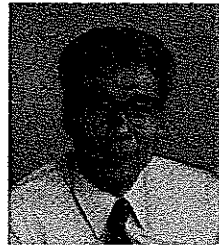


'75/3

No.81

- △第16回定時総会旭川で
- △北海道自由業団体連絡協議会誕生
- △実態調査のまとめ
- △自動車の保管場所証明業務
- △全道業務研究会

巻頭言



副会長 葛西 義雄

近年にない深刻な不況に見舞われ、国の経済に対する姿勢も大きく転換することを余儀なくされた昭和49年が明け、いよいよ多難な時期を迎えようとするこのごろです。昭和50年の予測は、必ずしも明るいものではありません。

この厳しい環境の中で、我々行政書士の果たす役割を考える時、増々その責務は大きく、強く要請されていると思われま。然しながら、行政書士の職務に対する一般住民（依頼人）の認識が乏しく、ともすれば、非行政書士による職域の侵害等が公然と行われている現状です。

北海道行政書士会は行政書士法の意とするところを正しく認識しつつ、昨年に引き続き、職域の確保と業務の専門知識の取得を、会員の皆様に要請する次第です。昨年来、交渉中であり、幾つかの案件も、我々行政書士の総力によって解決されるものと信じます。本年は、このような状況を打破するため、私はとくに、会員相互の協力と総和が、絶対条件であると思えます。更に、行政書士は法の精神を繁栄させて、住民（依頼人）の支障となる手段による解決を避けねばなりません。行政書士は、自己の利害追求のためにのみ、職務を遂行しているのではないと云う自覚を持って頂きたいと思えます。それが、行政書士の信頼を深め、やがて行政書士の見えない財産になると信じます。

本年も会員各位の御協力、御指導により、大きな前進の年としたいと祈念しております。目的達成のため、皆様の御力添えを強く御願ひする次第です。

第81号 も く じ

巻頭言	葛西 義雄	広報「さっぽろ」にPR.....11
第16回定時総会.....	1	業務研究会.....11
実態調査まとまる.....	2	随 筆.....12
業研部会議.....	6	第4回理事会.....13
北海道自由業団体連絡協議会.....	6	退会処分者.....13
車庫証明業務.....	7	食品衛生協会と話し合い.....13
登録抹消手続説明会.....	8	業務資料「建設業」.....14
「財界さっぽろ」に申し入れ.....	9	業務資料「国土利用法」.....16
各委員会等のうごき.....	10	編集後記

第16回定時総会

一般会員も参加しましょう

5月25日旭川開催

第16回定時総会のあらましが決まりました。

ことしの5月25日（日曜）10時から、旭川市高台の旭川スカイパークで開催されます。議場は140名を収容できる大会議室をあて、旅の会員のために隣接の扇松園も含めて宿泊施設になります。旭川駅と会場の間をマイクロバス3台が往復します。総会の前日には親睦ボーリング大会、翌日から観光プランも計画中です。（詳細は決定しだい、お知らせします。）

第16回北海道行政書士会定時総会の開催(案)

1. 開催日程(総合日程)

期 日	時 間	行 事	場 所
S50. 5. 24 (土)	13:00受付	1. ボーリング大会、他 宿泊 1ゲーム 200円 2. 宿泊料、1泊2食付 料金は交渉中 3. 交 通 旭川駅～会場間の乗物はホテルのマイクロバス無料サービス (25人乗30人乗50人乗3台)	旭川市高砂台 旭川スカイパーク (代)TEL 0166- 61-3434 宿泊定員 スカイパーク 60人 扇 松 園 80人
5. 25 (日)	8:30受付 10:00開会	定 時 総 会 1. パーティ レストラン「チニタ」 (計画中) 2. 翌日観光希望者は宿泊	2F 大会議室 定員 140名 他に小室1間付き
5. 26 (月)	9:00 バス出発	観 光 大雪山方面の案内(変更可) 解散の時刻、場所は後日決定	ホテルのマイクロバス、 無料サービス(3台)

会務運営の指標となる

実態調査

図表にみる会員の意向

明けて1昨年のキャンペーンで道内を歩き回った末、どうしても会員の実態をつかむ緊急性が生じ、昨年からはじめたのがこのコンセンサス——実態調査である。

100万都市を含む札幌支部や隣家まで4kmという地方支部など、過密過疎を地で行っている本会だが、各支部で担当された方々の異常なエネルギーによって調査結果が本会にあげられ、1月末近く本会サイドでの集計が終わった。

倉田総務部長談 本号から実態調査の集計した結果を掲載する運びになりました。本号は、会務の運営

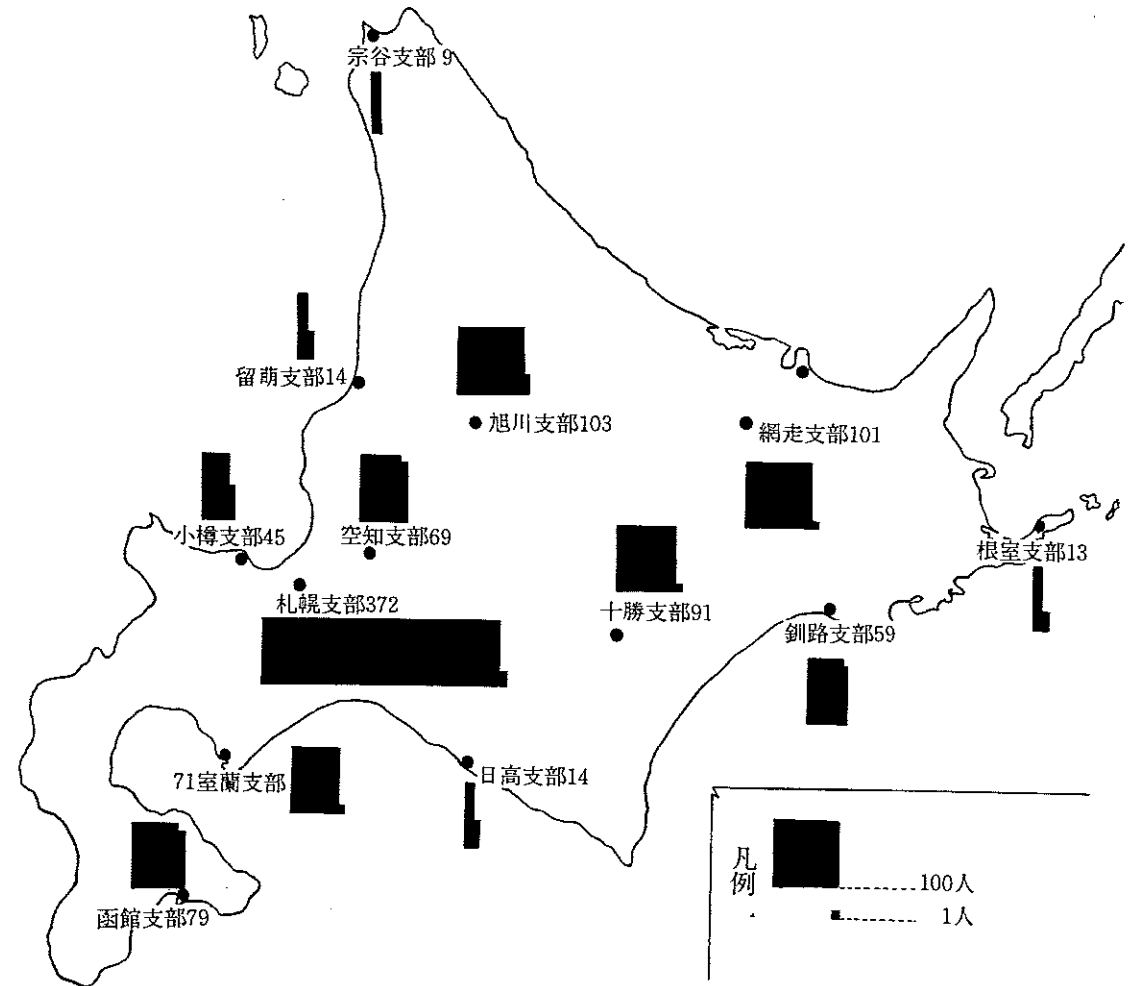
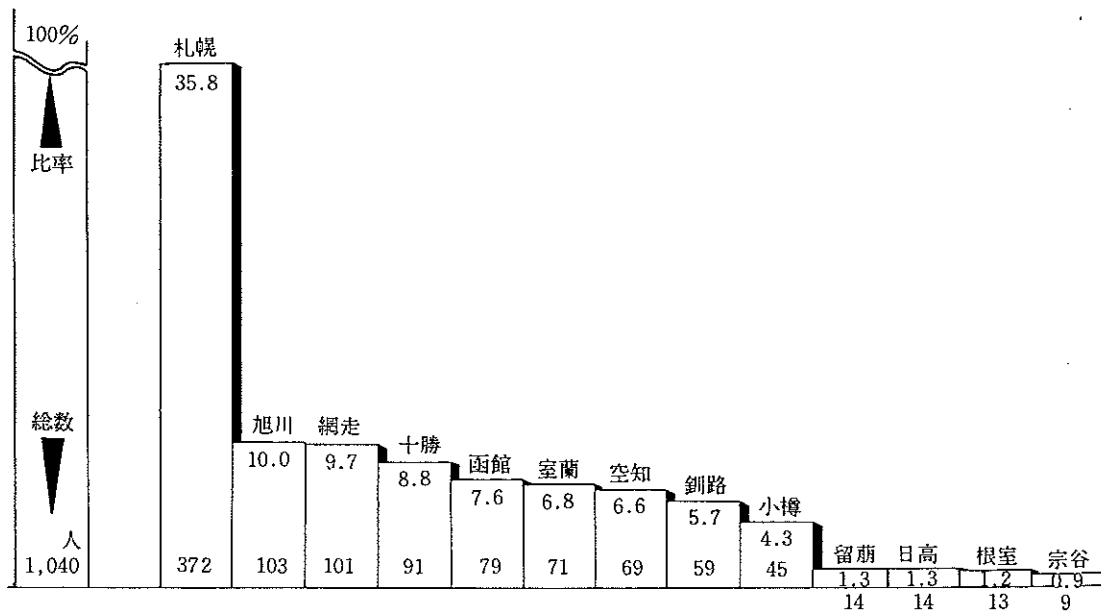
上急を要すると思われる項目を掲げました。

まず意向の表現方法として各調査項目ごとに「図表」を用い、その動向が印象づけられるようにし、「図表」の終わったあとは項目、支部区分による計数表を用い掲載する予定であります。

ここに調査の推進に努力された各支部長はじめ役員の方々、また、直接その衝にあたられた調査員の労苦に対し厚くお礼申し上げます。

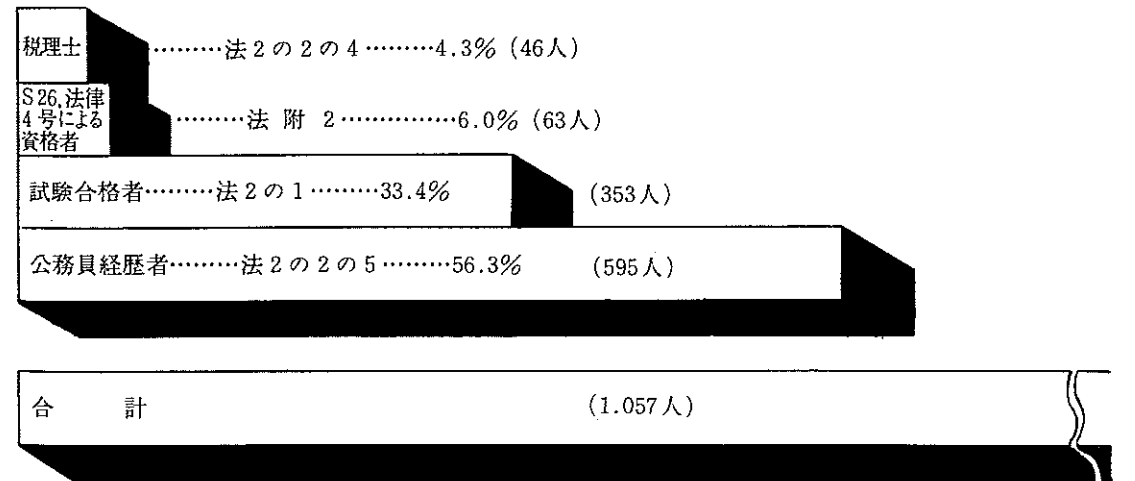
▶ 会員数

—昭和49. 10. 31現在調—

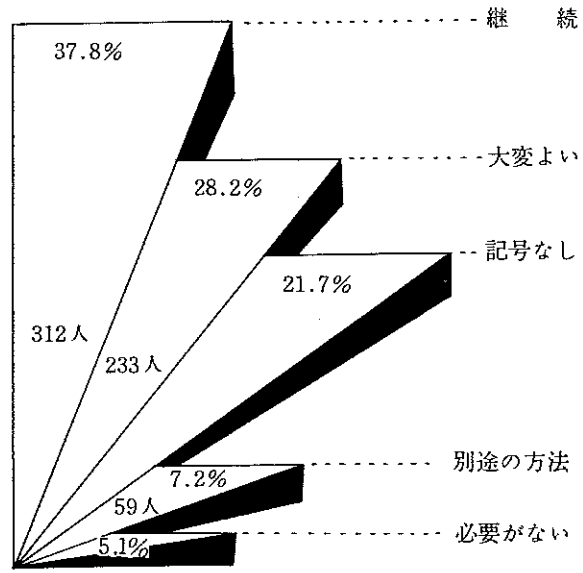


▶ 資格状況

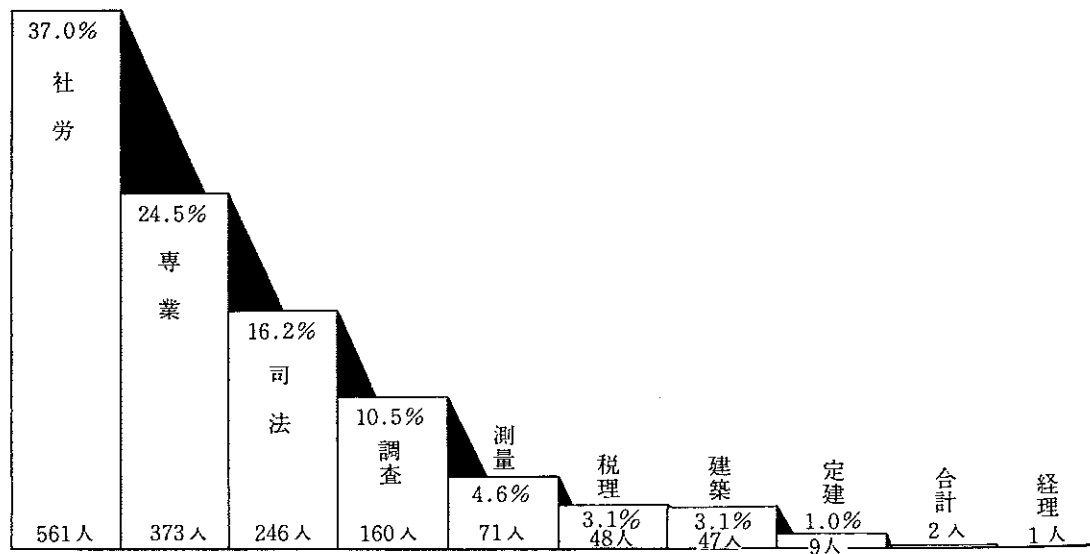
—昭和49. 12. 1現在—



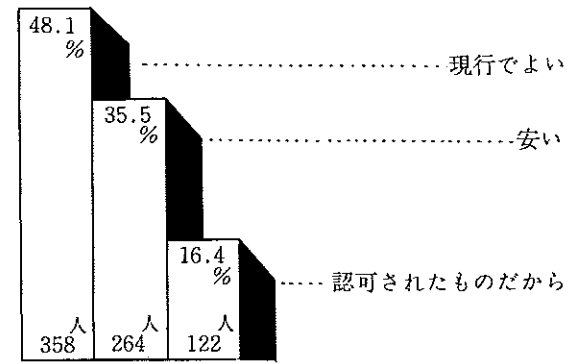
▶ キャンペーン



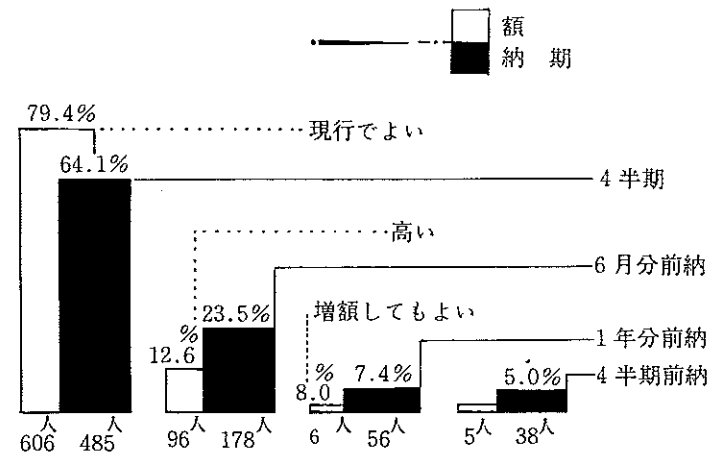
▶ 兼業状況



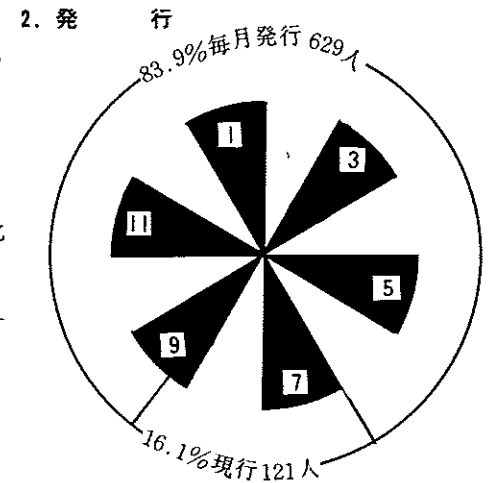
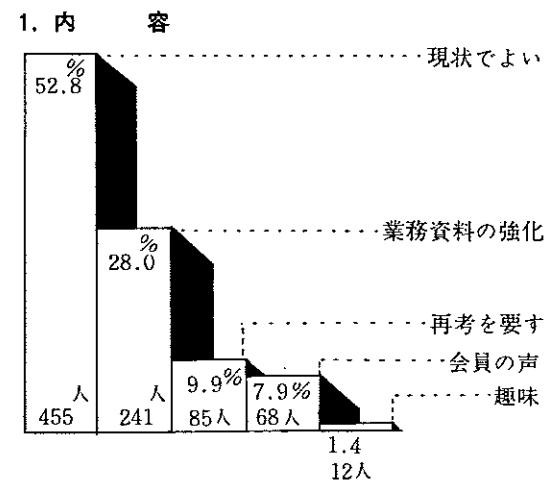
▶ 報酬額



▶ 会費



▶ 会報



業務研修部会議

1月25日 木川、佐藤(三)、荒、日向寺の部員である各理事、藤山会長、葛西副会長、白石業研部長が出席。

1. 全道業務研究会を3月上旬札幌市で2日間開催、初日は民事、建設に関する格調ある研究会を、2日目は「交通事故の取扱い」国土利用法について高度な研修をする。
2. 50年度の事業
 - (1)支部主催研修会
 - (2)本会主催研究会

- (3)7専門部のあり方
- (4)業務資料の有料配付
3. 新入会員だけの研修会、「運輸」資料の改訂などを協議した。



業務研修部会議

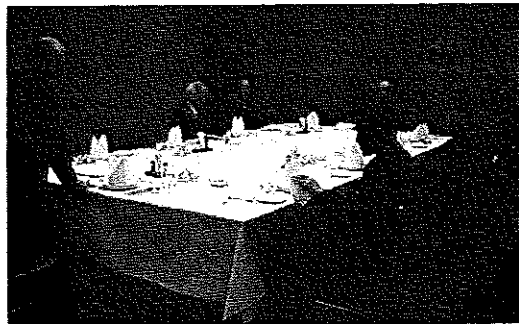
よそおいを改める資格業団体懇親会

規約をきめ、共通の問題点に立ちむかう

北海道自由業団体連絡協議会として発足

住民と行政機関の掛け橋として活動する資格業団体だからこそ、利害とは別に懇親を深めようと本会が提唱して1昨年以來会合をもったが、そろそろ目的目標を明確にする時機が近づいた。

1月25日17時、厚生年金会館に關係業界のトップとして関根、星(司法)、石橋(土地家屋)、渡辺(会計士)、望月(税理士)、葛西(社労士)、(藤山、高田、葛西(行政←当番幹事)、(弁護士会は中央での会議で不参)



あいさつする藤山会長

以上のメンバーが参集、この会の方向づけを含んで、その内容を協議した。藤山本会会長が

(前段落)資格をもって業としている私共は、住民と行政の掛け橋として法的制約の中で公の利益を失うことなく、住民の利益を保護するという社会的使命をもっており、経済変動に対してはまた極めて敏感な立場におかれているところであります。このような激しい社会環境の改変に伴って私共資格業にとりまして、共通の問題点も幾多あることと在りますので、この催しを通じてお互の業務に対する理解と認識が深まり、業界運営と会員指導に役立つことが出来ますならば誠に幸いと存じます。

このたびは公認会計士会のご参加も頂き、7つの資格団体となり、更に強固なものとなりました。

私はこの親ばくの輪が一層勢よく広まりをもち、各会の会員がお互に友好関係をもって業務の発展を期し、社会に寄与しえたならば、この会のもつ意義は大きいものと思うものであります(後略)

とあいさつしたあと、規約案を協議して、この会の名称、目的、事業、役員などを決め20時すぎ、非常に友好的空気のうちに終了した。

「車の保管場所証明」業務明確化

業務資料 第1集追録を作成

報酬基準額決まる

自動車の保管場所証明申請手続は、車の登録業務から分離して取扱えるので、藤山会長は業務部担当葛西副会長と共に昨年11月から道警、自販連と切衝を続けていた。12月20日付で自販連、整備振興会、自家用車協会に対し次の依頼状を発送し、併行して体制作りの1として、業務資料の追録を配付し、研修と実務上の態勢をとった。

追録内容は、申請事務、実務様式、関係法令、参考資料に大別され、精読すればすぐ実務がとれるように出来ている。

北行第124号
昭和49年12月20日

北行第122号
昭和49年12月20日

自販連支部長
整備振興会長 殿
自家用自動車協会長

自動車販売会社 殿
自動車整備事業者

北海道行政書士会
会長 藤山利夫

北海道行政書士会
会長 藤山利夫

自動車保管場所証明書作成について

謹啓 師走の砌り、貴会ますますご繁栄のことと拝察いたします。

さて、行政書士は昭和46年行政書士法の改正により公法人として法人格を附与せられ、会員はこの法の定めるところに従い、他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成を業としているものであります。

このたび、標記について業務の周知徹底のため、貴会傘下の会員に対し、別紙のとおり通知いたしました。自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づき証明書作成申請の業務は、自動車の保有者本人申請が原則であり、本人以外のものについては、行政書士でない者が書類の作成、申請を行なうと、行政書士法に抵触することになりますので、法に従って適正かつ合理的に取扱われますよう、会員に対し、ご指導賜わりたく、お願い申し上げます。

標記については、すでにご承知のとおり、道路使用の適正化と、道路交通の円滑化を図ることを目的として、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年6月1日法律第145号)によって制定され、本道の7市が適用地となり、その後法律改正により、昭和48年3月31日政令第41号によって昨年12月1日から本道においては、市及び町の全部と釧路村が適用地域に拡大され今日に至っている現況であります。

この自動車の保管場所証明は、法律に基づき自動車の保有者が申請することに定められているので、保有者自身が申請書の記入作成をして申請するか、行政書士法によって、行政書士が依頼をうけ、本人に代って申請手続を行なうことか正しい行為であります。

然しながら、申請の現状は、保有者自からの記入作成は皆無に等しく、大多数は無資格者によって記入作成されており、この行為は行政書士法に違反するものでありますから、直ちに違法行為を取り止め、正常な方法によって取扱いをされるよう、ご理解を頂きたいものであります。さらに貴下出先関係者に対しても、厳に注意され違法行為の絶無についてご指導下さるようお願い申し上げます。

なお、当会は、この証明申請手続は、正確、迅速処理を要件として、会員の指導に当り、社会的共存の実を挙

げること基本理念としております。申請書作成に当り依頼される行政書士についても、北海道行政書士会の最寄支部(別紙)にご相談下されば責任をもって、業務に堪能な者を、ご推せん申し上げます。

北行第138号
昭和50年1月10日

各警察署長 殿

北海道行政書士会
会長 藤山利夫

自動車の保管場所証明申請手続の
取扱について(お願い)

行政書士会員の取扱う許認可等の申請に関しては、平常格別のお世話に相成り厚くお礼申し上げます。

標記の申請手続は、すでにご承知の通り行政書士法にもとずき、本人申請以外のものについては、行政書士でない書類の作成は勿論のこと申請の代理をすることもできません。

本会は北海道警察本部のご指導を受け、申請書類作成に当っては道内を統一し業務処理に資するよう会員に周知すると共に、自動車販売業者等には各所属団体を通じ、行政書士法の違反行為にならないよう充分ご注意申上げ、申請手続の円滑化についてお願いして参り、ご理解を頂いております。

つきましては、この取扱いについて行政書士法(第19条)違反のなきよう、当該申請書の受付窓口においても、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

なお、会員の取扱ったものについては、法定の職印を道警本部交通規制課と協議の上、定めた箇所に行政書士が作成したことを明記して提出するよう指示してありますので、関係会員に対してもよろしくご指導下さるようお願い申し上げます。

添付書類

行政書士法の疑義について(回答)
自動車販売会社、整備事業者宛の文書
会員名簿

1月23日の運輸委員会できめた報酬額は次のとおり。

◎報酬額			
申請書	2枚		600円
承諾書	1枚		300
配置図	(合せて) 1枚		1,000
見取図			
実地確認	時間報酬		1,000
代理(申請と受領)	〃		1,000
	計		3,900

② ケースバイケースにより、依頼者と協議して増額することができる。

登録抹消手続きは再検討

— 1/6 番町共済会館で —

日行連主催の行政書士名簿登録抹消手続き説明会が、1月16日13時から東京の番町共済会館で開催、本会から藤山会長、山本事務局長が出席、各単位会及び日行連側と協議した。以下の4点を討議したが結論はなく、内部的に再検討することになった。

1. 規則案については、審査委員に県庁の職員を入れることは、会の自治権から考えて適当でない。
2. 登録規程との関連性については、会則を改正する必要のある会もでてこようが、規則の改正は急がない。
もし急ぐなら、自治省において予算措置をとるべきだ。
3. 登録抹消事務は、あえて強行する必要はなから

- う。
4. 手続方法は研究中らしいが、規則の準則に難点があるので再考のこと。



財界さつぽろ(2月号)

車の登録は1件600円の手数料で手打ち?

「正しい認識を」雑誌社に

「財界さつぽろ」(2月号)36ページに、写真版にある記事があった。「自動車新規登録権益侵害論争」まではよかったが……手数料600円、自動車業界やと手打ち、がミソ。

財界、経済界に広く読まれている同誌だけに、藤山会長は1月下旬本会事務局へ編集次長に来てもらい、登録業務の正しい姿と行政書士会の立場、自販連との切衝中の事情を説明した。

財界パトロール

一件につき手数料六百円

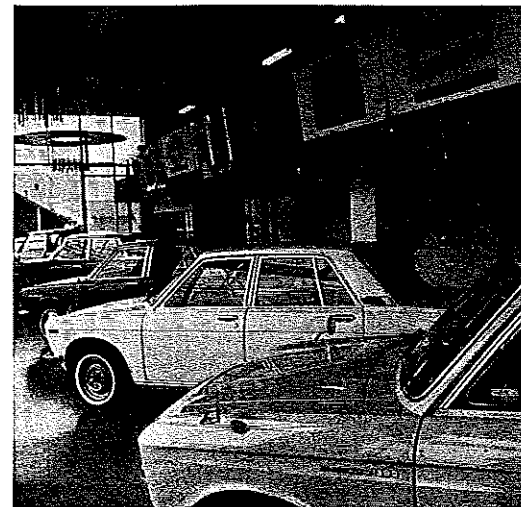
食いつた
行政書士 自動車業界やと手打ち

自動車の新規登録業務を自動車ディーラーがユーザーサービスで代行しているのは、行政書士の権益を侵害するものである——長いこと自動車ディーラーと行政書士会との間で争われていたこの「権益論争」は、双方の歩み寄りによってようやくピリオドが打たれた。

自動車を新規購入した場合、法律によって購入者は最寄りの陸運事務所に「新車登録申請」を提出することを義務づけられており、その申請が認可されて初めてハンドルを握ることを許されることは、マイカー族なら既に周知のこと。

しかし、法律上は、購入者個人が所定の書類をそろえて申請することが建て前になっているものの、実際にこの手続き業務をこれまで代行していたのが、車を売る方の自動車販売会社、ユーザーサービスと、販売業務のスピードアップからこころした慣習がいつのまにか「常態化」されてきた。

ところが四年ほど前、日本行政書士会から「販売会社が申請業務を代行するのは行政書士の権益を侵害する『脱法行為』である」と



車の売れ行きにどう影響するか……

登録業務は札幌陸運事務所と目と鼻の先の自販連札幌支部の分室(北二十八東一)で一掃行なわれることになったが、登録件数は一カ月平均約五千件。総額約三百万円の代書料が毎月行政書士会に支払われる勘定。自動車ディーラーの中には、「事務能率の低下は避けられない。販売面に悪影響が出なければよいが」と心配する向きもあるが、肝心の代書料は、ユーザー負担。ディーラーのハラは少しも痛まないのだから多少の犠牲はかぶってでもわなくては困る」との声も聞かれる。この新登録体制は一月一日からスタートを切ったが、この事務手続き、ちなみに個人で代書屋さん頼むと二千五百円かかるそう。

ユーザー負担の代書料

た。慌てたの
自動車ディーラーが登録業務は自販連。以
代行することは明らかに法律違反。しかし、いよいよ行政書士の問題が波
手を通してはディーラー側にしては商売上がったり。益論争が展
開されてき
た。それで双方歩み寄った結果、自販連札幌支部に行政書士を三人常駐させ、加盟ディーラーに限り一件つき六百円の手数料を払うという
ことようやく手打ち。

自動車新規登録権益侵害論争

札幌陸運事務所管内でこの問題が表面化したのは昨年一月。札幌行政書士会から自販連札幌支部に対し、正式抗議が出され、これまで双方関係者間で話し合いが進められていたもの。

各委員会等のうごき

運輸委員会

1月23日 「自動車保管場所の証明手続」に関する違法行為を無くするため、自販連ほか指定工場およそ900社に対する文書活動および「財界さっぽろ」2月号の記事について同社編集次長との話し合いを報告。この仕事の受入体制として、7陸事所在の支部単位で開催する説明会実施計画詳細は、部長会議でねることとした。

経理部会

2月12日 榎波副会長、平賀理事、南部経理部長の間で会費未収入300万円と49年度に実施すべき事業費のために、予算の組み替え作業をした。

登録資格審査委員会

2月14日14時半から開催、19件を審査した。この内18件は適法と決定、1件は学歴調査のため保留となった。次回は4月18日。

会費1期分

(50年4月→9月)を

4月30日までに

納めてください

部長会議

1月9日 車庫証明ほか当面の事業の経過報告、全道研究会、情報の流し方、業務資料の有償配付、7業会協議会について検討する。次回は1月23日17時から。

1月23日 49年度内に実施しなければならない事業として

(総務部) 1. 実態調査…1月中に集計を終わり、結果を会報にのせる。

2. 7団体協議会、共済生命を報告。

(企画部) 1. 隔月に会報を出すから、流動する会のうごきと社会情勢に因ずるため、中間的なものを発行したい。

2. 報酬額の改定作業は、日行連の情勢待ちとする。

(業研部) 1. 業務研究会、車庫証明の取扱説明会の実施。2. 改正財務諸表は、業務資料の追録として作成。

(監察部) 1. 食品衛生、車庫証明の監察活動の報告。2. こんごはそれぞれの部で実施を要望。

(経理部) 1. 追加実正予算を、2. 月上旬経理総会にはかり、その翌日理事会に上提する。

(その他) 1. 全国地方本部長会議、登録審査講習会の報告。2. 本会総会は5月20日前後とし、会場は旭川支部に任せらる。

2月5日 %開催予定の理事会に提出案件を検討する。

札幌市の広報誌でP.R

先号でお知らせした広報誌へのP.Rは次のとおり。

これは札幌支部のお手柄というわけ。この次の手は本会が道の広報誌へ掲載依頼を作戰中とか。



75 今年も牛乳をたぐよう

「さっぽろ」75号の巻頭記事として、北海道酪農協会の「今年も牛乳をたぐよう」という記事が掲載された。この記事は、北海道の酪農の現状と将来について詳しく取り上げ、読者に酪農の重要性を伝える内容となっている。

また、この号には、北海道の各地域の発展や、市民生活の向上に関する様々な記事が掲載されている。読者は、この号を通じて、北海道の現状と未来について詳しく知ることが出来る。

全道業務研究会

3月7、8日都市会館で開催

教授、弁護士など多彩な講師

業務研究会が、3月7日(金)、8日(土)の2日間、札幌市中央区南4西13の都市会館で開催される。1月25日の業務研究部の部会で大綱を決めたものである。

3月7日 10:00~12:00 民法(契約と相続)
鈴木札幌商大助教授
13:00~15:30 国土利用法
15:30~17:00 開拓する業務説明会
北海道土地対策課

3月8日 10:00~12:00 交通事故の取扱い
札幌弁護士会
13:00~16:00 建設業法
北海道土木部
16:00~17:00 研究会の反省
一般の研修会よりも、高度な内容が、それぞれの科目で計画されている。

専門書士としての回顧

二本松 善雄

昭和45年1月、地方自治法但し書により、留寿都村助役を解職され、同年2月9日行政書士の登録をしてから早くも5年の歳月が流れた。

45年4月1日より留寿都村で開業した。人口僅かに3,000余人の純農村で、司法書士1名のところへ行政書士の看板をあげても、所詮喰べられるはずもなく、止むなく4月末より札幌へ通って仕事を探したが、広い札幌での拾い仕事は並み大抵でなかった。

札幌の友人の会社へ事務所を設置すべく出張所設置の申請を出したが、後志支庁と本庁地方課、石狩支庁と協議の結果

1. 通勤可能な範囲とは距離ではなく行政区域とする。(支庁管轄区域のみ)
2. いかなる事情があっても、この原則は変更しない。理由～行政書士業を営む者の生活権擁護のため。

とのことで却下され、止むなく、留寿都村から札幌市へ事務所を移し、通勤を続けたのが当時の実情である。

30年余の月給トリの習性は、なんとしても抜ききらず、金になることがわかっていても、住民のための住民による住民のサービス、を金科玉条に過ごした結果は、貧乏生活への変(転)身を余儀なくされ、住宅生協の事務局長やら、K、Kの専務取締役、転々と副業を重ねて今日に至った。

昨春以来、本会の役員として微力をつくしてはみたものの、所詮井の中の蛙でいかんともなし難く、退歩する思考のままに時日を経過している有様で、会員の皆さんに顔むけ出来ない思いの毎日を通してある次第である。

この世の中には、表面は美しくともその内面は我、であり「自己満足、だけだと悟りながらその日暮しを続けてはいるが、これからの人達のために、あえて次のことを提言したい。

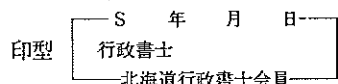
行政書士法の抜本的改正をはかり

- (1) 専門書士のみ組織(登録即入会)とする。
(注) 兼業は認めるが、生計主体はあくまでも書士業とする。
- (2) 試験による資格付与とする。
(注) 現在の資格者についての再審査等の経過規定は必要である。
- (3) 出張所の設置を認める。
(注) 不在市町村対策として、速効性肥料は特認事項として認め、住民サービスの完全化と、専門書士業としての自立促進が図られる。
- (4) 本会に対し、国、地方公共団体より夫々交付金を支出できるようにする。
(注) 行政サービスの為、専門書士の社会的、経済的地位向上をはかり、併せて資質向上をはかるためには会員負担増となる会費の増額(しわよせ)を排除すべきである。

以上簡記したが、紙面の都合により割愛せざるを得ない点については、書士先生方のご叱正、ご指導を賜るよう切望し擱筆する。

会員の皆さん励行していますか

行政書士法施行規則第9条第4項には、行政書士は、作成した書類の末尾又は欄外に作成の年月日を附記し、署名して職印を押さなければならない。このように規定されていますので本会は簡易なこれに替る印を全会員に配布しました。



法令の遵守で「にせ行政書士」対策のため100%励行して下さい。

第4回理事会で 年度内事業と 補正予算予承

第4回理事会が2月13日都市会館で開催された。これは49年度の残余期間にする業務と、年度内事業に必要な補正予算の承認を得るための会合である。

各部長が昨年11月8日以後の担当業務について、報告、各理事が承認して次の議案を審議した。

- | | |
|----------------------|------|
| 1. 自動車の保管場所証明申請業務の推進 | 承認 |
| 2. 補正予算 | 〃 |
| 3. 一時借入金(250万円以内) | 〃 |
| 4. 会費未納による退会処分者 | 〃 |
| 5. 会則の一部改正 | 一部承認 |
| 6. その他 | 承認 |

(1) 本会の定時総会 承認
おもな意見として

1. について、幻の期待感を書士に与えないよう、暴走しないで、地道に末永く動いてほしい。
3. について、50年度分は総会で決定すべきだから、49年度分だけ承認とする。
5. について、改正案の精神を生かして再検討する。(9, 14, 29, 36の各条と第54条の新設)。
入会金、会費の値上げは、やむをえない等があった。
6. について(1)定時総会におけるパーティ会費は本会負担とすることを補足説明したあと、佐藤(三)理事が、十勝支部問題は、円満解決したことを報告し、各理事は拍手でこたえた。

13名の退会処分を 理事会承認

数回催促したが会費を納めず、最終的には関係支部長の意見もいれ、2月13日の理事会で次の会員の退会処分が承認された。

柏原純一、三上賢作、遠藤良助、金子一雄、武田輝正(札幌支部)、平田栄吉、西沢幸五郎、七尾大六、(函館支部)、田畑司門治(室蘭支部)、中井令郎(小樽支部)、大野忠男(網走支部)、磯田勝夫、三浦純一(十勝支部)

北海道食品衛生協会に 新規許可申請の 基本姿勢示す

2月12日食品衛生申請業務について、北海道食品衛生協会に対し、本会から申し入れがあった。

西尾(食協副会長)、前畑(事務局長)、藤山、葛西、阿部(本会側)の各氏が出席し、昨年暮に、道衛生許可申請業務に対する見解に基いて、本会の基本姿勢を表現し、衛生協会は全面的に申し入れに対し協力することを約してこの会合を終えた。

会員名簿の訂正

ページ	誤	正
11	渡部	渡辺
16	中央区北1条 原田ビル	南1条 タイムスビル
17	北原法律	永原法律
25	6 2 5	6 3 2
43		社を追加
47	松城 9 7	5 7
79	2 3 6	2 2 3 6
98	札市郎	札幌市郎
100	上杉米一	上杉米市
107	白鳥	白鳥

No.80会報の訂正

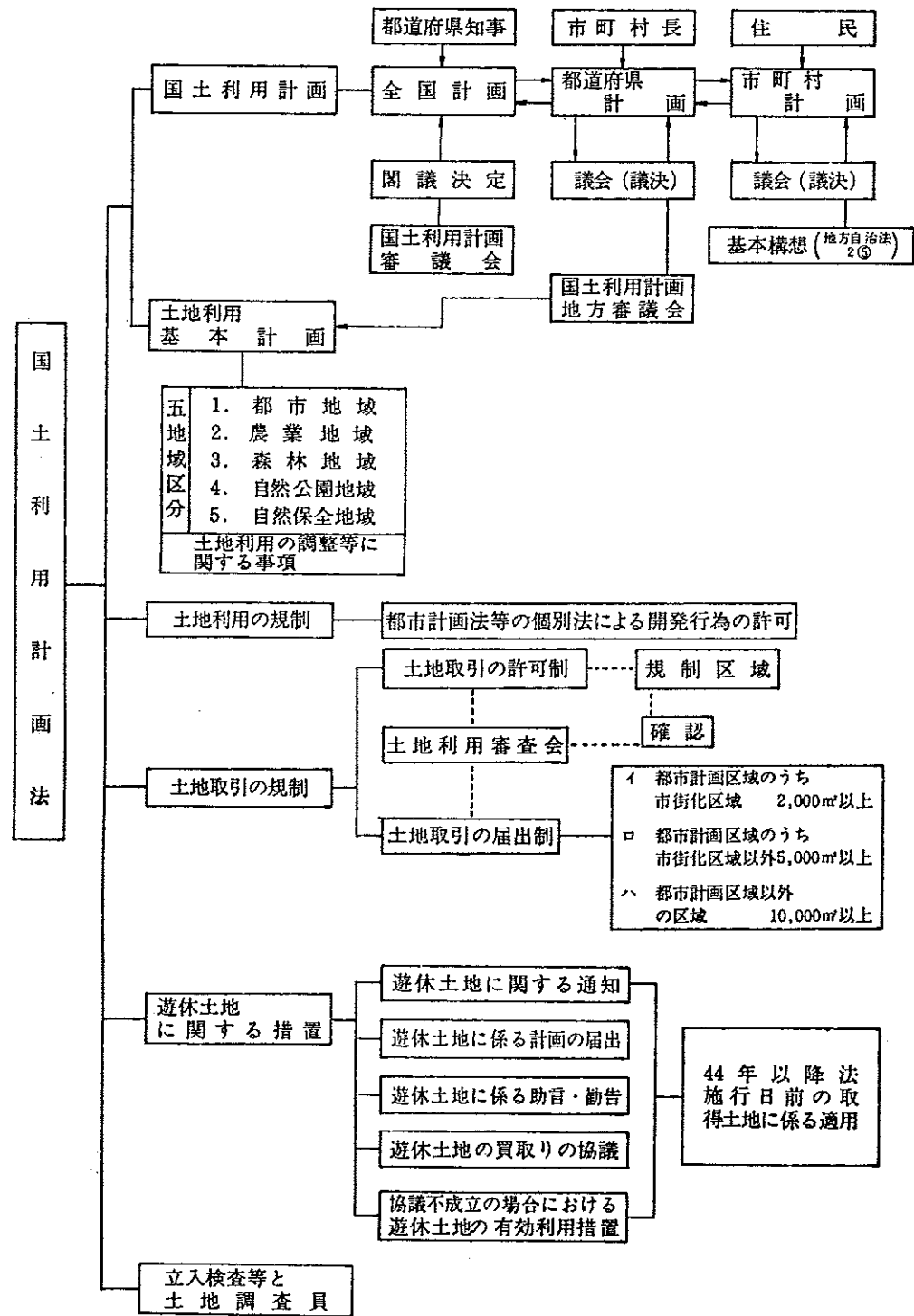
13 ページ	長谷川	長谷部
-----------	-----	-----

業務資料

建設業の許可申請書に、コンピューターを使うことになったため、書式が一部分変わったり、追加になった。会員の利便をはかって、本会ではあっせん物資として取扱う。

新様式は、セピアとグリーンの二色からなり、財務諸表、決算報告いずれも電算入力のある。とりあえず次の2表をお知らせする。(次ページ)

国土利用法の概要



◆編集後記◆

実態調査の図表は、倉田総務部長が直接えがいたものです。
感謝します。 (H生)